

○大府市スズメバチ類駆除処理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチ類による市民への危害を防止し、市民生活の安全を確保するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「スズメバチ類」とは、ハチ目スズメバチ科のスズメバチ亜科に属し、毒性が強く攻撃性があり、刺されたときアレルギー性ショック症状が発生する危険性があるハチのことをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる者は、大府市に土地若しくは家屋を所有している個人又は居住している個人のうち、次条に規定する処理業者に依頼して営巣しているスズメバチ類を除去したものとする。

2 補助金の交付申請は、1世帯当たり、同一年度について1回を限度とする。

(処理業者の承認)

第4条 スズメバチ類駆除処理業者（以下「処理業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者で、市長があらかじめ承認したものとする。

(1) 依頼者の求めに応じて、使用方法補助金の交付申請の手続について、適切な対応及び指導ができること。

(2) 本事業の趣旨を十分理解し、市に協力できること。

2 前項の承認を受けようとする者は、スズメバチ類駆除処理業者承認申請書（第1号様式）に誓約書（第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を適当と認めたときは、スズメバチ類駆除処理業者承認書（第3号様式）を交付するものとする。

4 第2項に規定する申請書の記載内容に変更が生じた場合は、スズメバチ類駆除処理業者変更届（第4号様式）を提出しなければならない。

(処理業者の承認の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、処理業者の承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、処理業者の承認を受けたとき。

(2) 前条第1項に定める基準に該当しなくなったとき。

(3) その他処理業者としてふさわしくない行為があったとき。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、駆除処理費の2分の1の額（その額に、100円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、スズメバチ類駆除処理費補助金交付申請書

（第 5 号様式）に、スズメバチ類駆除処理実績報告書（第 6 号様式）及び処理費の領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請の期限は、駆除処理をした日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

3 補助金の交付決定の通知は、スズメバチ類駆除処理費補助金交付決定通知書（第 7 号様式）による。

4 前項の通知を受けた者は、直ちにスズメバチ類駆除処理費補助金交付請求書（第 8 号様式）により補助金の請求をしなければならない。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。